

産科における金曜日の診療時間外の
救急当直が令和7年1月10日より
当番制に変わります。

磐田市立総合病院



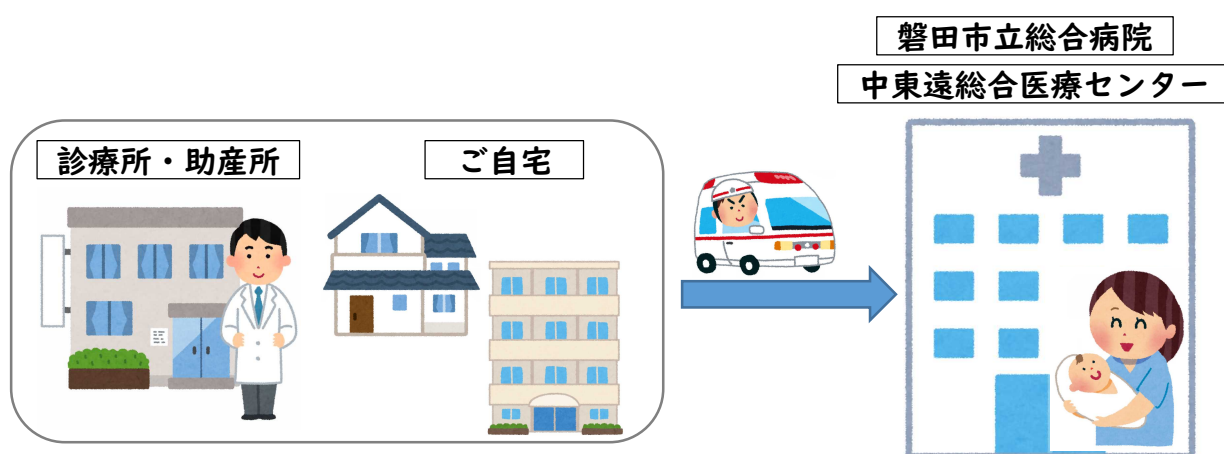
中東遠総合医療センター

区分	当番日	備考
磐田市立総合病院	毎月第1、3、5金曜日	17時～翌8時15分
中東遠総合医療センター	毎月第2、4金曜日	17時～翌8時15分

※金曜日以外の日は磐田市立総合病院か中東遠総合医療センターのいずれか受入れが可能な
病院に搬送されることになります。

※今後、当番日等は変更となることがあります。

令和6年4月より、医師も働き方改革がスタートしています。
これに対応しながら中東遠地域での持続可能な分娩体制を維持していく
ため、磐田市立総合病院と中東遠総合医療センターでは、産科における
金曜日の診療時間外の救急当直を、令和7年1月10日より当番制で実
施していくこととなりました。



金曜日の診療時間外に救急搬送が必要となった場合、週ごと決められた
当番病院(磐田市立総合病院か中東遠総合医療センター)へ搬送されま
す。

※当番病院で受入れが困難な場合は聖隷浜松病院や浜松医科大学へ搬送
されます。

※磐田市立総合病院、中東遠総合医療センターの
いずれかの病院を「かかりつけ」として通院
している妊婦さんは、当番制となっても変わらず
「かかりつけ」の病院に搬送されます。

*「かかりつけ」とは？

⇒当該病院で出産を予定し、同病院で一般検診を受けること



《問合せ》

〇〇市 〇〇部 〇〇課
TEL XXXX-XX-XXXX